令和８年度　指名停止措置状況

指名停止事業者名	所　在　地	指名停止の期間		指名停止の理由	要領適用条項
株式会社大林組　名古屋支店	名古屋市東区東桜1-10-19	自:8.4.10 至:8.5.9	1月	株式会社大林組は、同社が代表構成員を務める共同企業体が施工中の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（東工区）ほか」において、令和６年１０月４日に発生した労働災害に関し、所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、令和８年３月２４日付けで同社及び同社社員２名が鰍沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金刑の略式命令を受けたため。	要領別表第3第7号
ユニテック株式会社	名古屋市西区丸野二丁目10番地	自:8.6.12 至:8.8.11	2月	ユニテック株式会社は尾張旭市中央防災倉庫新築工事において、契約工期内に工事が完了できず、３２日間の履行遅滞となり、本市と締結した契約に違反したため。	要領別表第1第4号
日本ハイウエイ・サービス株式会社　名古屋支店	名古屋市千種区内山3-26-2	自:8.6.12 至:8.12.11	6月	首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務において、独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和８年４月２２日、公正取引委員会が違反事業者４者を公表するとともに日本ハイウエイ・サービス株式会社に対して排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため。	要領別表第3第1号
富士通Ｊａｐａｎ株式会社　関西・中部公共ビジネス統括部（愛知）	名古屋市中村区名駅1-1-3	自:8.6.26 至:8.7.25	1月	富士通Ｊａｐａｎ株式会社の元社員が、当時勤務していた事務所等で企業の営業秘密を不正に持ち出したとして、令和８年５月１２日、不正競争防止法違反（営業秘密領得）の疑いで埼玉県警に逮捕され、同年６月１日に罰金　３０万円の略式命令を受けたため。	要領別表第3第7号

令和８年度　指名停止措置状況

指名停止事業者名	所　在　地	指名停止の期間		指名停止の理由	要領適用条項
富士通Ｊａｐａｎ株式会社　東海支社（愛知）	名古屋市中村区名駅1-1-3	自:8.6.26 至:8.7.25	1月	富士通Ｊａｐａｎ株式会社の元社員が、当時勤務していた事務所等で企業の営業秘密を不正に持ち出したとして、令和８年５月１２日、不正競争防止法違反（営業秘密領得）の疑いで埼玉県警に逮捕され、同年６月１日に罰金　３０万円の略式命令を受けたため。	要領別表第3第7号
日本郵便株式会社　尾張旭郵便局	尾張旭市向町二丁目2番地1	自:8.7.9 至:8.8.8	1月	日本郵便株式会社東京支社が発注する郵便物の回収業務の入札に対し、便宜を図った見返りを受け取ったとして、令和８年５月２０日、警視庁捜査２課が同社元社員を日本郵便株式会社法違反の疑いで逮捕したため。	要領別表第3第7号
青葉工業株式会社　名古屋支店	名古屋市守山区幸心4-431	自:8.8.6 至:9.2.5	6月	香川県発注の特定土木一式工事の入札参加業者が、独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和８年６月２５日、公正取引委員会が違反事業者を公表するとともに、青葉工業株式会社に対して排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため。	要領別表第3第1号
株式会社竹中土木　名古屋支店	名古屋市中区錦2-2-13	自:8.8.6 至:8.9.5	1月	株式会社竹中土木が施工中の「近畿自動車道久宝寺高架橋他７橋耐震補強工事」において令和７年８月５日に発生した労働災害に関し、同社の使用人が労働基準監督署に事実と異なる報告をしたとして、労働安全衛生法違反により、令和８年６月１０日付けで羽曳野簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため。	要領別表第3第7号

令和８年度　指名停止措置状況

指名停止事業者名	所　在　地	指名停止の期間		指名停止の理由	要領適用条項
みらい建設工業株式会社　中部支店	名古屋市中川区月島町6番1号	自:8.9.25 至:8.10.24	1月	名古屋港管理組合発注の「弥富ふ頭第１貯木場北側護岸整備工事（その６）」において、当該工事の施工にあたり、石材が水面に脱落することを防止するために必要な措置を講じなかったとして、令和８年７月１７日付けで、請負者のみらい・小島・東海特定建設工事共同企業体の代表構成員であるみらい建設工業株式会社及び現場責任者である同社社員が、港則法違反により名古屋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため、同共同企業体の構成員に対し指名停止を行う。	要領別表第3第7号
株式会社小島組	名古屋市港区木場町1-6	自:8.9.25 至:8.10.24	1月	名古屋港管理組合発注の「弥富ふ頭第１貯木場北側護岸整備工事（その６）」において、当該工事の施工にあたり、石材が水面に脱落することを防止するために必要な措置を講じなかったとして、令和８年７月１７日付けで、請負者のみらい・小島・東海特定建設工事共同企業体の代表構成員であるみらい建設工業株式会社及び現場責任者である同社社員が、港則法違反により名古屋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため、同共同企業体の構成員に対し指名停止を行う。	要領別表第3第7号
東海建設株式会社	名古屋市港区新船町1-1	自:8.9.25 至:8.10.24	1月	名古屋港管理組合発注の「弥富ふ頭第１貯木場北側護岸整備工事（その６）」において、当該工事の施工にあたり、石材が水面に脱落することを防止するために必要な措置を講じなかったとして、令和８年７月１７日付けで、請負者のみらい・小島・東海特定建設工事共同企業体の代表構成員であるみらい建設工業株式会社及び現場責任者である同社社員が、港則法違反により名古屋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため、同共同企業体の構成員に対し指名停止を行う。	要領別表第3第7号

令和８年度　指名停止措置状況

指名停止事業者名	所　在　地	指名停止の期間		指名停止の理由	要領適用条項
川北電気工業株式会社	名古屋市中区栄4-6-25	自:8.10.22 至:8.11.21	1月	川北電気工業株式会社は、令和７年８月２５日、同社が二次下請として受注の準備を進めていた工事の見積前の現地調査において、感電の危険が生ずるおそれがあったのに、危険を防止するために必要な措置を講じず、作業員が感電し死亡する事故を生じさせた。これにより、半田簡易裁判所から、同社が労働安全衛生法違反で、同社社員が労働安全衛生法違反及び業務上過失致死により、それぞれ罰金刑の略式命令を受けたため。	要領別表第1第8号
シンヨー株式会社　中部支店	名古屋市千種区今池1-5-3	自:8.10.22 至:9.4.21	6月	公正取引委員会が、関東地区に所在するマンションの管理組合が発注するマンション大規模修繕工事において、独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和８年９月２８日、同法の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため。	要領別表第3第1号
建装工業株式会社　中部支店	名古屋市名東区一社4-148-1	自:8.10.22 至:9.10.21	12月	公正取引委員会が、関東地区に所在するマンションの管理組合が発注するマンション大規模修繕工事において、独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和８年９月２８日、同法の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため。	要領別表第3第1号
株式会社大塗	春日井市八幡町77-4	自:8.10.22 至:9.10.21	12月	公正取引委員会が、関東地区に所在するマンションの管理組合が発注するマンション大規模修繕工事において、独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和８年９月２８日、同法の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため。	要領別表第3第1号

令和８年度　指名停止措置状況

指名停止事業者名	所　在　地	指名停止の期間		指名停止の理由	要領適用条項
株式会社東急コミュニティー	東京都世田谷区用賀4-10-1　世田谷ビジネススクエアタワー	自:8.10.22 至:9.10.21	12月	公正取引委員会が、関東地区に所在するマンションの管理組合が発注するマンション大規模修繕工事において、独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和８年９月２８日、同法の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため。	要領別表第3第1号